

# 八王子市立恩方中学校

## P T A 会 則

令和7年5月改定版

※在校中は大切に保管して下さい

# P T A 会 則

## 第一章 各称・事務所

第1条 本会を八王子市立恩方中学校 P T A（略称「恩方中 P T A」、以下「本会」という）と称し、事務所を八王子市立恩方中学校（以下「本校」という）におく。

## 第二章 会 員

第2条 本会は本校生徒の父母またはこれにかわる者（以下「保護者」という）と、本校教職員で組織する。

## 第三章 目 的

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して生徒の健全育成と安全確保をはかるとともに、会員相互の親睦と教養を高めながら、地域に開かれた学校づくりのために、学校・家庭・地域社会を結ぶ懸け橋としての役割を担うことを目的とする。

## 第四章 方 針

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 生徒の健全育成に関する活動
- (2) 学校並びに家庭、地域における教育環境の充実・向上に関する活動
- (3) その他本会の目的達成に必要な活動
- (4) 生徒の健全育成を本旨とする自主独立の団体として活動し、生徒の教育及び福祉のために活動し、他の団体及び機関と協力する。

## 第五章 役員・会計監査・委員

第5条 本会の役員、会計監査および委員は次の通りとする。

- |         |             |          |             |
|---------|-------------|----------|-------------|
| (1) 代 表 | 若干名（内1名副校長） | (4) 会計監査 | 2 名（内1名教職員） |
| (2) 書 記 | 3 名（内1名教職員） | (5) 運営委員 |             |
| (3) 会 計 | 3 名（内1名教職員） | (6) 委 員  |             |

役員は会計監査・他の委員を兼ねることはできない。

会計監査は他の役員を兼ねることはできない。

第6条 本会の役員・会計監査および委員の選出は次の方法による。

- (1) 役員（三役）および会計監査の選出は役員（三役）候補者推薦委員会の推薦を得て総会で選出し、承認を得る。
- (2) 書記、会計の教職員の選出は学校に一任し、総会で承認を得る。
- (3) 役員（三役）候補者推薦委員の選出は役員（三役）候補者推薦委員会の規定による。
- (4) 運営委員は各委員会の正副委員長をもってあてる。学校側の運営委員は学校に一任する。
- (5) 委員は各学年から若干名選出する。

第7条 役員の任期は1か年とする。但し再任は妨げない。

第8条 役員、会計監査および委員の任務は次の通りとする。

- (1) 代表は会務を総括し、総会、運営委員会を招集する。
- (2) 書記は庶務ならびに諸会合の通知と、記録を行い、これを保管する。
- (3) 会計は総会が決定した予算にもとづいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (4) 運営委員は会務を審議し、各委員会に属し活動する。
- (5) 委員は運営委員を補佐し、学年・地域活動にあたる。
- (6) 監査は会計を監査し、総会に報告する。

## 第六章 集会と運営

第9条 本会の集会は次の5種類とする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 三役会
- (4) 各委員会
- (5) 特別委員会

第10条 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会は毎年度初めに開く。なお、代表が必要と認めたとき、および会員の三分の一以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。

また、ウイルス及び世界情勢等における緊急事態等において総会の開催が困難な場合、もしくは、事前に開催を旨とするにあたって出席者が少数の場合については書面総会とし、議決権行使書をもって議決権行使し、承認および非承認を確認し総会実施とする。

第11条 総会は会員の二分の一以上の出席（委任状含む）をもって成立し、その議決は出席者の過半数で決する。

第12条 総会は次のことを行う。

- (1) 会務の報告
- (2) 決算の承認および予算の議決
- (3) 役員を選任と承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他の重要事項の審議決定

第13条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、次により構成する。

- (1) 代表・書記・会計
- (2) 運営委員

第14条 運営委員会は構成委員の二分の一以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数で決する。また、運営委員において、活動報告の事前提出など条件を満たす場合、代表の許可により出席とみなす。

第15条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) 総会の議事・日程の立案・決算・予算書の審議
- (2) 総会での決定事項処理
- (3) 各委員会による立案事項の審議
- (4) その他会務に関する事項の審議

第16条 三役会は代表・書記・会計をもって構成する。

第17条 三役会は次のことを行う。

- (1) 会務に関する大綱の審議
- (2) 緊急事項の連絡・調整および処理

第18条 本会の目的を達成するため、委員は次の各委員会に属し、会務を分担する。

- (1) 校外指導委員会
- (2) 学年委員会
- (3) 環境整備委員会
- (4) 制服リサイクル委員会
- (5) 地域委員会
- (6) 卒業記念品委員会

第19条 各委員会に委員長1名、副委員長1名以上をおく。なお、選出については各委員会の委員の互選で決する。各委員会の招集は委員長が行う。

第20条 各委員会は年間計画をたて、総会、または運営委員会の承認を得て自主的な活動を行う。

第21条 この会は特に必要に応じて、特別委員会を臨時に設けることができる。

## 第七章 会 計

第22条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。

第23条 会費は一世帯・教職員一人につき月額200円、年額2400円とする。

第24条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

## 第八章 顧 問

第25条 学校長を顧問とする。又、代表が必要と認めた場合、代表経験者から顧問を選出することが出来る。顧問は運営委員会の承認を得て代表が委嘱する。任期は1年とし、再任は妨げない。

## 第九章 附 則

第26条 この会則の施行について、必要な内規や細則は運営委員会で定める。

第27条 この会則は総会の決議によって改正することができる。

第28条 この会則は昭和59年6月2日から施行する。

第29条 この会則は平成9年5月17日から施行する。（一部改正）

第30条 この会則は平成10年5月16日から施行する。（一部改正）

第31条 この会則は平成16年5月15日から施行する。（一部改正）

第32条 この会則は平成17年5月14日から施行する。（一部改正）

第33条 この会則は平成19年5月20日から施行する。（全面改正）

第34条 この会則は平成23年5月14日から施行する。（一部改正）

第35条 この会則は平成24年5月12日から施行する。（一部改正）

第36条 この会則は平成25年5月11日から施行する。（一部改正）

第37条 この会則は平成27年5月9日から施行する。（一部改正）

第38条 この会則は令和元年5月11日から施行する。（一部改正）

第39条 この会則は令和2年6月24日から施行する。（一部改正）

第40条 この会則は令和4年5月1日から施行する。（一部改正）

第41条 この会則は令和7年5月16日から施行する。（一部改正）

## 慶 弔 規 定

第1条 本規定は、会員相互の慶弔をわかちあうとともに、教育に尽力した者の功を表彰し、学校教育の進展に寄与することを目的とする。

第2条 教職員の慶弔については、次の各号による。

- (1) 結婚の場合は、祝金を贈る。
- (2) 職員死亡の場合は、祭祀料を贈る。
- (3) 職員の父母・配偶者・子女死亡の場合は、祭祀料を贈る。

第3条 会員の葬祭については、次の各号による。

- (1) 会員死亡の場合は、祭祀料を贈る。
- (2) 生徒死亡の場合は、祭祀料を贈る。

第4条 生徒及び教職員が不慮の災害または長期にわたる傷病の時は、見舞金を贈る。  
会員の不慮の災害の時は見舞金を贈る。

第5条 教職員が転退職した場合は、記念品を贈る。

第6条 三役、または本会に特に功労のあった者には感謝状を贈る。

第7条 会員以外で、本会に特に関係の深い者の慶弔については、三役会で協議決定し、運営委員会に報告する。

第8条 本規定の改廃は運営委員会で行う。

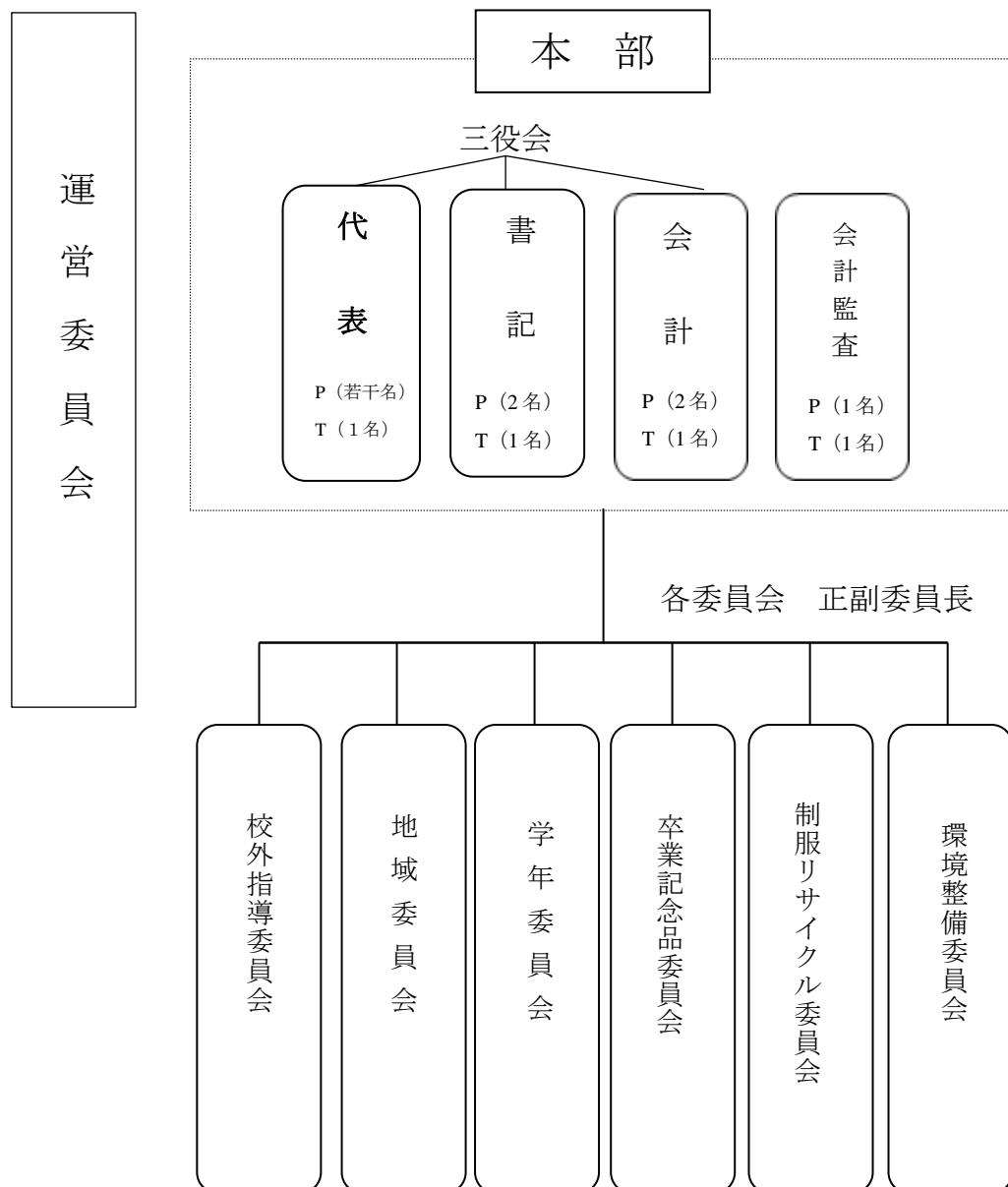
第9条 本規定による返礼は、いっさい行わない。

第10条 本規定は昭和59年6月2日より実施する。

## 【細則】 個人情報の取扱いについて

- 第1条 (目的) この規則は、八王子市立恩方中学校PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 第2条 (責務) 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。
- 第3条 (周知) 個人情報取扱いの方法は規約、その他配布資料で会員に周知する。
- 第4条 (個人情報の取得) 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。
- (1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)
  - (2) 生徒の氏名・クラス
  - (3) 必要に応じ、会員や生徒の写真
- 第5条 (同意の取り消し) 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個人の項目またはすべての項目について同意を取り消すことができる。また前条の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を破棄、または削除しなければならない。
- 第6条 (個人情報の利用目的) 取得した個人情報は以下の目的の為に利用する。
- (1) PTA活動における連絡および名簿作成
  - (2) 委員選出並びに本部役員等の選出活動
  - (3) その他の文書の送付
- 第7条 (管理) 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。
- 第8条 (第三者提供の制限) 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産保護の為に必要な場合
  - (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第9条 (個人情報の共同利用) 本会は、恩方中学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。
- 第10条 (情報の開示等) 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第11条 (個人情報の取扱いの改正) この個人情報の取扱いを改正する場合は運営委員会の決議を経て定める。また、改正した場合は会員に知らせなければならない。
- 附則 本規則は、令和4年4月1日より施行する。

# 八王子市立恩方中学校 P T A 組織図



この図は令和4年4月1日から施行する